

提出日 令和 年 月 日		整理番号		
住 所 (住民税が課税される住所)	フリガナ			
	氏 名			
	個人番号			
電話番号	生年月日			

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附日	寄附金額

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☐
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☐
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

オンラインワンストップ申請をご利用いただけます。

マイナンバーカードをお持ちの寄附者様は、オンラインワンストップ申請サービスをご利用いただけます。

下の「マイページアクセス用QRコード」からご申請ください。

マイページアクセス用
QRコード



オンラインワンストップ申請の特徴

- ・オンラインのみでワンストップ申請が完了！
- ・申請書や確認書類の提出が不要！
- ・申請後すぐに申請受付が完了！

※オンラインワンストップ申請、または書面でのワンストップ申請、どちらかの方法で申請願います。

※寄附をした年の **翌年1月 10 日（必着）まで** にご提出ください。

寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出する際、なりすまし防止の為に下記Aパターン又はBパターンの書類の提出をお願い致します。

Aパターン 1. マイナンバーカードの写し(※両面)

のりしろ



身元確認用

マイナンバーカードの写し(表面)

のりしろ



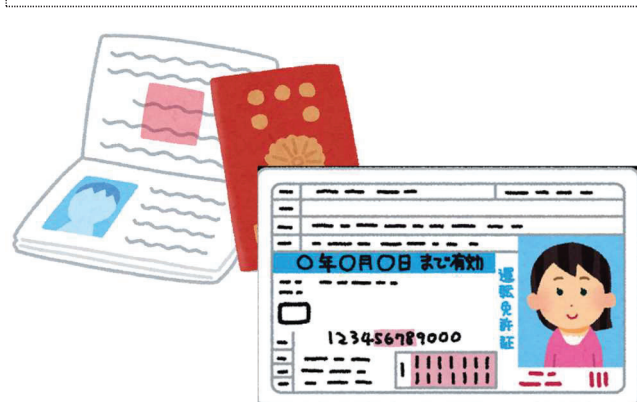
番号確認用

マイナンバーカードの写し(裏面)

Bパターン 1. 番号通知カード(写し)もしくは住民票【マイナンバー記載あり】(写し)

2. 運転免許証(写し)もしくはパスポート(写し)

のりしろ



身元確認用

運転免許証(写し)

もしくは

パスポート(写し)

のりしろ



番号確認用

番号通知カード(写し)

もしくは

住民票【マイナンバー記載】(写し)

<免許証・通知カード>住所変更(新住所)の記載がある場合は、裏面の写しも提出して下さい

※住所に相違が無いかご確認下さい。

※免許証又はパスポートの無い方は、次のうちいずれか2点の写しをご提出下さい

・健康保険証 ・年金手帳 ・船舶免許証 ・障がい者手帳

※郵送する際の切手代は、寄附者にご負担をお願いしております。

※提出期限は、寄附を行った翌年1月10日までに申請書と併せて宮古島市へ提出をお願いします。

本紙は提出時の添付台紙としてご利用頂けます。

記入例

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

寄附した年↓

令和 ○ 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

太枠部分をご記入ください

こちらには申請書提出日をご記入ください 宮古島市長 殿		整理番号	空欄での提出をお願いいたします
住 所	寄附した方の住所 (郵便番号込み)	フリガナ	寄附した方の氏名のフリガナ
		氏 名	寄附した方の氏名
		個人番号	寄附した方のマイナンバー(12桁)
		性 別	どちらかに○を
電話番号	日中連絡先	生年月日	当てはまる 元号へ○を 年. 月 . 日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額

※同じ自治体に複数回寄附をされた場合、その都度申請書を提出する必要があります。
（例：金額違いで2回ご寄附された場合は、申請書は2通必要となります。）

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
寄附完了日をご記入ください（寄附日）	寄附金額をご記入ください

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☐
--------------------------------------	--------------------------

注意 ①と②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請が可能となります。

- ①は「確定申告をする必要のない」方が、ふるさと納税による寄附をした場合のみチェックをしてください。
②はその年のふるさと納税による寄附先が「5自治体」以下であると見込まれる場合のみチェックをしてください。（寄附回数ではなく、寄附先の自治体数を指します。）

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☐
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。